

- 「生活保護制度に関する国と地方の協議」において、生活保護制度の見直しを検討
・23年12月に「中間とりまとめ」→ 今後、「当面取り組むべき施策」を実施するとともに、「制度の見直し」を協議検討

<当面の対応>

1. 生活保護給付の適正化

医療扶助の適正化

①電子レセプトを活用した重点的な点検指導

- 生活保護受給者の患者が極めて多い医療機関、向精神薬の重複処方の事案などを効率的に抽出する機能を付与
- 指導等の対象となりうる医療機関等を選定する基準を策定

②セカンド・オピニオン制度の推進

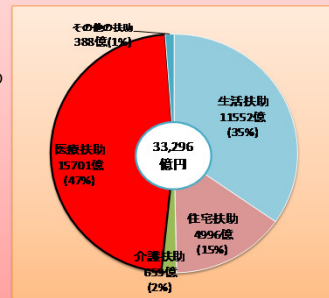
- 複数医療機関による適正な検診結果の確保（検診命令の活用）

③後発医薬品の使用促進

- 「医療扶助相談・指導員」を配置

平成22年度生活保護負担金（事業費ベース）の扶助別内訳

全体の約半分は医療扶助が占めている。



制度運用の適正化

①資産調査の強化

- 「本店一括照会方式」の活用による金融機関への資産調査を強化

②「不正告発」の目安の提示

- 不正事案に関する告発の目安を提示

③保護申請時の暴力団排除の徹底

- 保護申請時に暴力団員でないことの申告を求める

2. 就労・自立支援の強化

①期間を設定した「早期の集中的な」就労・自立支援

- 保護開始直後から、期間を定めて集中的に就労支援を行う方針を国が策定

②就労・自立支援プログラム等の拡充や体制整備

- 「福祉から就労」支援事業等の就労・自立支援プログラムの拡充、このための就労支援員（1,732名→2,200名）、就職支援ナビゲーター（700名→1,000名）の増員

③自立支援プログラムへの参加や求職者支援制度の利用

- 稼働能力のある人の自立支援プログラムへの参加を促す措置の導入、必要と認められた人の求職者支援制度の利用

④高齢者等の社会貢献活動・就労体験の拠点整備

⑤ケースワーク業務の外部委託の推進

- 地方自治体のケースワーク業務の外部委託の促進

制度の見直し

<主な制度の見直しの方向性>

1. 生活保護基準の検証・見直し

- 生活保護基準について、一般低所得世帯の消費実態との比較検証（全国消費実態調査等に基づく調査分析）

2. 指導等の強化

①調査・指導権限の強化

- 地方自治体の調査権限の拡大（就労活動等に関する事項の調査）
- 医療機関に対する国による直接指導権限の導入
- 医療機関に対する指導に係る調査等の民間委託の導入

②医療機関の指定等の見直し

③罰則の強化

- 罰則（現行：3年以下の懲役または30万円の罰金）の引上げ

3. 「脱却インセンティブ」の強化

①「生活保護基準体系」の見直し

- 就労・社会的自立・健康管理を促進する観点から基準体系を見直し

②「就労収入積立制度（仮称）」の導入

- 就労収入の一部を積み立て、生活保護脱却時に一括還付する制度の導入

③家計・生活指導の強化

- 自立に向けた家計・生活面の見直し指導を強化

④生活保護脱却後のフォローアップ強化

- 生活保護脱却後のフォローアップも含めた伴走型支援

4. ハローワークと一体となった就労支援の一層の強化

- 「福祉から就労」支援事業の抜本強化

※医療扶助の一部自己負担については、以下の理由から慎重な検討が必要。

- ① 必要な受診を抑制してしまうおそれ
- ② 生活保護受給者が医療費を立て替える資力があると考え、最低生活を保障する制度の趣旨になじまない
- ③ 生活保護受給者への償還払いを行う場合であっても、福祉事務所の事務負担が増加